

男一係 解雇手当一人ニ付々男子金四百円也、女子
金二百五十円也ヲ支給ノ事

男二係 事業開始ノ場合ハ此方ノ連名者ヲ先ニ退職
サセム事

男三係 争議中ノ日給金額支給ノ事
右 要 求 ス

通 告 書

拝啓当工場ノ都合に由り去る二十四日午後申上候迄ハ
尙遺憾当工場従業員一同を解雇すること相成申候に
付之は申渡當日(二十四日)至七の賃金と解雇手当金とを今
後十二月五日至七の間に行ヒ(午後九時より午後四時)

支拂可申右ノ通知に及ハ候

十一月三十日

敬 具

右 及 申 (通) 報 候 也